

経済活性化に向けた人流データ活用事業 プロポーザル募集要項

令和7年4月17日

那覇市経済観光部商工農水課

1 募集概要

(1) 事業の名称

「経済活性化に向けた人流データ活用事業」(以下、「本事業」という。)

(2) 事業目的

人流データを分析できるサービスを導入し、地域経済の活性化のための施策立案等を推進することを目的とする。

(3) 業務内容及び履行方法等

本事業の具体的な業務内容及び履行方法等については、別紙「経済活性化に向けた人流データ活用事業仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に定めるとおりとする。

(4) 委託契約期間

契約締結日(令和7年6月予定)から令和8年3月31日(火)

(5) 提案上限額

本事業の実施に掛かる経費の総額は、以下の金額を上限として提案すること。

2,310,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 応募資格要件

本事業に応募できる者は、以下の資格要件をすべて満たす者に限る。

- (1) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障がなく、業務を遂行できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び2項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更正法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続き又は民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 那覇市の指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (6) 租税の未申告及び滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条、及び那覇市暴力団排除条例(平成24年条例1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行なうものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。

3 応募手続き等

(1) 提案募集スケジュール ※変更になる場合あり。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 募集開始・募集要項等配布 | 令和7年4月17日(木)市HP上に掲載 |
| ② 質問受付期限 | 令和7年4月30日(水)まで |
| ③ 質問回答 | 令和7年5月8日(木)市HP上にて回答 |
| ④ 企画提案書ほか応募書類 提出期限 | 令和7年5月19日(月)午後5時 |

- | | |
|---------------|---------------|
| ⑤ プレゼンテーション審査 | 令和7年5月27日午後予定 |
| ⑥ 選定結果通知 | 令和7年5月下旬予定 |
| ⑦ 契約予定日 | 令和7年6月予定 |

(2) 質 問

この募集に関する質問は、電子メールでのみ受け付けるものとし、電話での照会対応は行わない。

● メールアドレス : **K-SYOU001@city.naha.lg.jp**

※メール送信後、商工農水課へ電話（098-951-3212）し、メールの到着を確認すること。

※メールを送信する際には、本事業に関する質問であることが分かるよう、件名を「経済活性化に向けた人流データ活用事業に係る質問」とすること。

4 企画提案書作成及び提出書類

企画提案書は、別紙「業務仕様書」の業務内容に基づいて作成すること。

(1) 提出書類

① 下記書類の正本1部

以下の図1「提出書類一覧」の①～⑦の順で、様式等をA4フラットファイル（縦）にファイリングし、各様式にはインデックスを貼付のうえ、正本1部を提出すること。

また、正本の押印箇所には、全て代表者印を押印すること。

② 正本のPDFデータ

図1 「提出書類一覧」

提出書類一覧
① 企画提案提出書（様式1）
② 誓約書（様式2）
③ 会社概要（様式3）
④ 企画提案書（様式4） ※表紙を除き15ページ以内とする。
⑤ 類似業務実績調書（様式5）
⑥ 見積書（様式任意）
⑦ 直近の市町村税の完納（滞納が無いことの）を証明する書類

(2) 提出方法

① 書類

(1)-①の申請書類に関しては、下記あてに郵送^{*1}または持参^{*2}すること。

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎6階

那覇市経済観光部 商工農水課 宛

「経済活性化に向けた人流データ活用事業」と朱書きすること。

※1 郵送の場合は簡易書留郵便で送付すること。

※2 直接持参での提出の場合は、下記番号宛て事前予約をすること。

那覇市商工農水課事務局（TEL：098-951-3212）

② PDF データ

(1)-②のPDFデータ(CD、DVD-ROM等。USB不可)を併せて提出すること。

(3) 受付期間

令和7年4月17日（木）～ 5月19日（月）まで。（※必着）

※受付時間は、平日 午前9時～午後5時まで（午後0時～午後1時は除く。）

5 提案審査評価

前提として、次のすべての要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査は行わないものとする。

- ・「応募資格要件」の要件に合致すること
- ・必要な書類がすべて提出されていること
- ・提出した内容に不備・記載漏れがないこと
- ・提案見積金額が提案上限額を超えていないこと
- ・提案履行内容に実行性があり、著しく業務仕様と離れていることのないこと

(1) 提案審査について

① 実施日時 令和7年5月27日（火） 予定（日時の詳細は別途通知する。）

② 実施場所 那覇市役所本庁

③ 実施時間 1者につき 30分程度

（プレゼンテーション・デモンストレーション 20分以内、質疑応答 10分程度）

④ 出席者 1者につき 4名まで（オンライン可）

⑤ 留意事項

- ・プレゼンテーションの実施順番は、原則として応募受付順とし、応募者へ事前に連絡する。
- ・1者あたりのプレゼンテーションの時間は20分以内、審査委員の質疑は15分程度とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更は一切認めない。
- ・モニター、HDMI ケーブルは事務局で準備するが、その他プレゼンテーションに必要となる物は持参すること。

(2) 審査項目

審査は、以下の図2「評価項目」に記載の項目に基づき実施する。

図2「評価項目」

評価項目	備考	配点
(1) 人流データ分析サービス	提供されるデータの精度、抽出・分析条件の任意性、分析機能の充実度、サービスの視認性・操作性について	70点

(2) サポート体制	提供されるサポート体制について	15 点
(3) 金額妥当	積算根拠、コストの妥当性など。	5 点
(4) 総合評価	(1) ～ (4) を踏まえた総合評価	10 点

※企画提案書（様式 4）参照。

（３）審査方法

提案審査評価は、「経済観光部所管事業審査委員会」（以下「委員会」という。）が行う。

（４）評価結果の通知

委員会の評価結果を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市ホームページにおいて、優先交渉権者名を公開する。優先交渉権者及び次点者以外の者に関する情報は公開しないものとする。審査委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

（５）企画提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その提案は無効とする。

- ① 応募資格要件がない者が提案したことが発覚したとき。
- ② 同一の応募者が複数の提案をしたとき。
- ③ 書類等に虚偽の記載がある提案。
- ④ その他、本件企画提案に関する条件に違反したとき。

（６）その他留意事項

- ① 企画提案書に関する事項については、後日ヒアリングを行うことがある。
- ② 企画提案内容については、実施段階において受託事業者と協議の上、変更することがある。
- ③ 本事業の提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。
- ④ 提出された資料の返却はしない。
- ⑤ 提案審査に関する審査評価内容及び経過等については、公表しない。

6 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容、契約内容の詳細な協議のうえ、受託事業者として、委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

7 問い合わせ先

那覇市経済観光部商工農水課 産業政策グループ

電話：098-951-3212 FAX：098-951-3213

メールアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp